

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の災害リスク	
中種子町（以下、「当町」という。）は、鹿児島県大隅半島南端から約40km南に位置し、北は西之表市、南は南種子町に隣接、東は太平洋、西は東シナ海に面している。	
東西7km、南北22kmで、総面積は137.18km ² である。	
当町の地質は、古第三紀層及び新第三紀層よりなり、砂岩及び粘板岩の互層で西海岸に沿って沖積砂土地帯もあり、土の大部分は南九州特有の火山灰土壤が多く、特殊土壤の地質となっている。地勢は、一般に緩やかな丘陵をなし、北部は山林地帯が多く、最も高い山が標高282mで、中央部から南部にかけて比較的平坦で、耕地が多くなっている。	
山間部が多い等の地域特性があるため、一旦災害が発生すると様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。また、自然条件からみても、台風・高潮・地震・津波等による被害・災害を受けやすい自然条件下にある。	
(風水害・土砂災害)	
本町の気象災害のうち特に被害が大きいのは台風によるものである。本町は九州南部に位置する離島にあり、台風が非常に強い勢力を保ったまま接近する。また、近年は全国各地でこれまでにならない大規模な風水害や土砂災害が発生しており、温暖化が進展する中でスーパー台風の発生も懸念されるため、風速70m/s以上で、連続雨量1,000mmを超えるような集中豪雨が長時間続いた場合における風水害・土砂災害を想定している。	
(火災)	
火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。建築物については、耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。	
(震災)	
比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、いつ発生するかわからない突発的な自然現象であるので、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。	
(河川災害：ハザードマップ)	
当町は台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備にあたっては、緊急度の高いはん濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されている。	
(高潮災害：ハザードマップ)	
当町は離島に位置し、東西に海岸線を有しているため、台風による波浪・高潮等による被害が予想されている。	
(地震・津波災害：ハザードマップ)	
地震時においては、斜面灾害・液状化・農地灾害等の被害が予想されている。また、津波災害に係る危険性については、地震被害予測調査（出典：令和2年1月公表の中種子町地域防災計画より）において、南海トラフ巨大地震では最大津波高が8mを超える場所があると予測されている。	

※当町における南海トラフ地震・種子島沖地震最大被害想定

事 項	内 容		
建物被害(棟)	全壊・焼失	2 8 0	
	半壊	1 2 0 0	
人的被害(人)	死者数	3 0	
	負傷者	1 7 0	
	重傷者	9 0	
道路施設被害(箇所)	2 0		
避難者数 [うち避難所](人)	被災 1 日後	4 9 0	[3 0 0]
	被災 1 週間後	1 5 0 0	[7 7 0]
	被災 1 か月後	1 0 0 0	[3 1 0]
物資(食糧)需要量 (食)	被災 1 日後	1 1 0 0	
	被災 1 週間後	2 8 0 0	
	被災 1 か月後	1 1 0 0	
災害廃棄物発生量 (万トン)	1 0 ~ 2 0 (津波廃棄物)		
被害額(億円)	3 5 0		

資料：鹿児島県地震等災害被害予測調査(H26. 2)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 3 7 5 人 (令和3年4月1日現在)
- ・小規模事業者数 3 4 6 人 (令和3年4月1日現在)

(内訳)

業 種	商工 業者数	小規 模 事 業 者 数	備 考
商 工 業 者	建設業	5 4	5 3 山腹・山沿いに位置し、土砂災害や浸水のリスクがある。
	製造業	2 6	2 4 町内一円に点在し、土砂災害や浸水のリスクがある。
	卸小売業	1 1 1	9 5 多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、浸水のリスクに晒されている。
	飲食・宿泊業	6 2	6 1 多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、土砂災害・浸水のリスクに晒されている。
	サービス業	1 0 1	9 4 多くは中心地に集中する。一部地方の事業者は海沿いにあり、土砂災害・浸水のリスクに晒されている。
	その他	2 1	1 9 町内一円に点在し、土砂災害や浸水のリスクがある。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・地域防災計画の策定、地域強靭化計画の策定、防災ガイドマップ・防災マップの作成
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策についての周知

2) 中種子町商工会（以下、「当会」という。）の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・鹿児島県火災共済協同組合、東京海上日動火災保険㈱鹿児島中央支社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・当町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもつた人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連携体制を円滑に行うため、当会と中種子町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間																								
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）																								
(2) 事業継続力強化支援事業の内容																								
<ul style="list-style-type: none"> 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 																								
<p><1. 事前の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年に当町が策定した「中種子町地域防災計画書」「中種子町地域強靭化計画」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。 <p>1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策の活用等）について説明する。 会報や中種子町広報・ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。 新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。 <p>※災害リスクの周知に関する目標</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">R4年度</th> <th style="text-align: center;">R5年度</th> <th style="text-align: center;">R6年度</th> <th style="text-align: center;">R7年度</th> <th style="text-align: center;">R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">事業者BCP等策定件数</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門家派遣件数</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">セミナー開催件数</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 商工会自身の事業継続計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 当会は令和3年に事業継続計画を作成（別添）。 <p>3) 関係団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 当会は保険業務の専門家として、鹿児島県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)鹿児島中央支社と連携する。 東京海上日動火災保険(株)鹿児島中央支社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。 関係機関（種子島観光協会・種子屋久農業協同組合本所）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。 	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	事業者BCP等策定件数	2	3	3	3	3	専門家派遣件数	1	1	1	1	1	セミナー開催件数	1	1	1	1	1
項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																			
事業者BCP等策定件数	2	3	3	3	3																			
専門家派遣件数	1	1	1	1	1																			
セミナー開催件数	1	1	1	1	1																			

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・毎年度、(仮称) 中種子町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会（法定経営指導員の参画含む）、当町）を年1回（6月）に開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPへの掲載や会報等による周知及び事務所における掲示をすることで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
事業者 BCP 取組状況の フォローアップ件数	1	2	2	2	2

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（巨大地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルート確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記手順にて地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、中種子町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。

※被害状況の報告の基準は以下を想定。

大規模な 被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

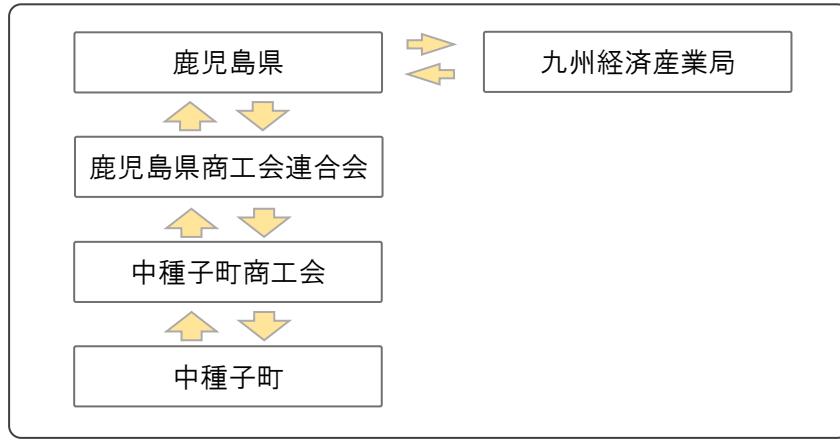
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害発生時に地区の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県商工政策課へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス：dantai@pref.kagoshima.lg.jp） 令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票										
策定者： 電話番号：		メールアドレス：								
被害合計金額										
事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の構造に 応じた額、 おおよそで可	(被害額内訳) 単位：千円	土地 (堆積土砂排除 費・整地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	被害状況 ※参考 ※被災状況がつかまる内容があれば。
1				0						0
2				0						0
3				0						0
4				0						0
5				0						0
6				0						0
7				0						0
8				0						0
9				0						0
10				0						0

- ・当会と当町が共有した情報を、鹿児島県が指定する方法（下図）にて鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当町にて協議を行う。当会は、国の依頼を受けた場合、県商工会連合会から指示があった場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、鹿児島県商工会連合会を通じて、鹿児島県、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

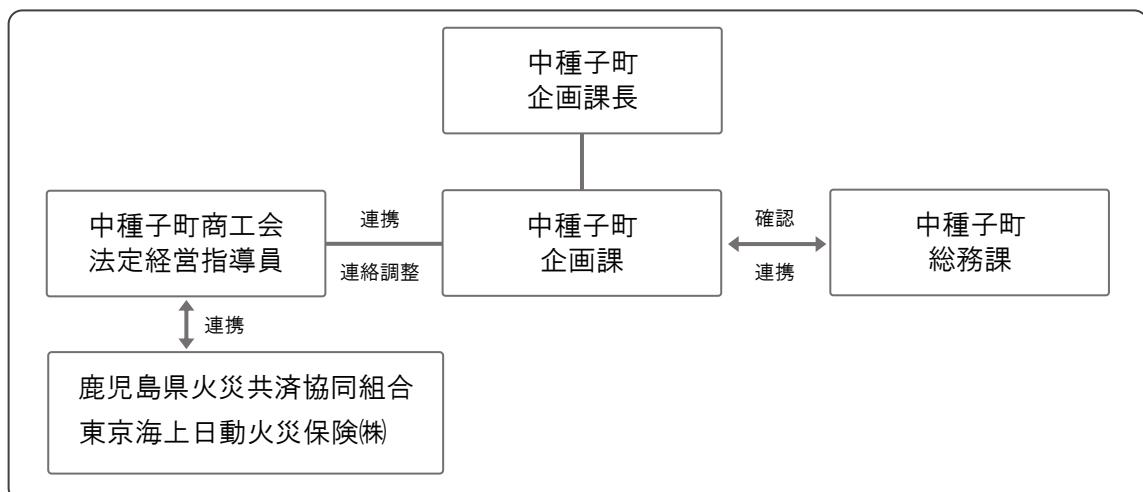
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年6月現在)

(1) 実施体制（中種子町商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員（以下「法定経営指導員」という。）による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該法定経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 上妻 幸夫 （連絡先：0997-27-0222）

②当該法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

中種子町商工会

〒891-3604 鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5170-24

TEL : 0997-27-0222 / FAX : 0997-27-3430

E-mail : nakatane-s@kashoren.or.jp

②関係市町村

中種子町 企画課 商工観光係

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5186

TEL : 0997-27-1111 / FAX : 0997-27-3634

E-mail : naka-kikaku@town.nakatane.kagoshima.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作製費	20	20	20	20	20
・防災備品購入費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、中種子町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館5階
(2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 支社長 黒木聰 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町12番5号 鹿児島東京海上日動ビル5階
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 <ul style="list-style-type: none">・自然災害等の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し、説明する。・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
②地区内小規模事業者に対する復興支援 <ul style="list-style-type: none">・保険加入者リストの提供により、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱のプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。
(2) 東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島中央支社 事業継続の取組、BCP作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高いBCPの作成を支援することができる。
連携体制図等
<p>The diagram illustrates the collaboration framework. At the top is a box labeled "事業所" (Business Premises). Two arrows point downwards from it to two other boxes: "中種子町商工会" (Nakatsukizono Chamber of Commerce) on the left and "鹿児島県火災共済協同組合 東京海上日動火災保険(株)" (Kagoshima Prefecture Fire Disaster Mutual Assistance Association, Tokio Marine Nichido Fire Insurance Co., Ltd.) on the right. Between these three boxes are several arrows indicating the flow of information and support: "支援" (Support) and "相談" (Consultation) arrows point from the business premises to the chamber; "連携・情報提供" (Collaboration and Information Provision) arrows point from both the chamber and the insurance association back to the business premises; and "保険金請求" (Insurance Claim) and "保険金支払" (Insurance Payment) arrows point from the insurance association to the business premises.</p>

